

第 33 回兵庫県医療審議会保健医療計画部会 議事概要

- 日 時： 令和 2 年 3 月 13 日(金)14:00～15:00
- 場 所： 兵庫県医師会館 6 階会議室
- 出席委員： 足立 光平 (兵庫県医師会副会長)
飯島 一誠 (神戸大学大学院医学研究科教授)
臼井 里佳 (兵庫県愛育連合会会長)
守殿 貞夫 (兵庫県病院協会会長)
澤田 隆 (兵庫県歯科医師会会長)
竹内 徹 (全国健康保険協会兵庫支部長)
太城 力良 (兵庫医科大学理事長)
長尾 卓夫 (兵庫県精神科病院協会会長)
成田 康子 (兵庫県看護協会会長)
松本 憲和 (兵庫県薬剤師会副会長)
三村 昌司 (兵庫県民間病院協会事務局長)

- 欠席委員： 大西 行美 (兵庫県消費者団体連絡協議会常任理事)
榊 由美子 (兵庫県栄養士会長)
島 正之 (兵庫医科大学教授)
登里 倭江 (兵庫県いずみ会会長)
浜上 勇人 (兵庫県町村会理事・香美町長)
平田 健一 (神戸大学医学部附属病院院長)

● 次 第

1 開 会

2 兵庫県健康福祉部長挨拶

3 議事と結果

(1) 議決事項

① 令和元年度 病床機能転換推進事業の追加採択について

病床機能転換推進事業の追加採択については妥当との結論を得た。

② 「重点支援区域」選定の申請について

申請のあった 2 つの再編統合事例については、設置主体が異なる病院間での再編統合であることや、病院の跡地利用について等、様々な課題がある。それらの課題を解決し、地域の実情に沿った再編統合を進めるため、阪神構想区域として「重点支援区域」に選定することを、県として国へ申請することについて、全会一致で承認を得た。

(2) 報告事項

- ① 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請について
厚生労働省からの正式依頼（令和2年1月17日通知）に基づき、その依頼内容、当面のスケジュール及び今後の県の対応について報告した。
- ② 平成30年度 病床機能報告の結果について
資料により過年度との比較や評価及び圏域の状況等について報告した。
- ③ 令和2年度の病床の機能分化・連携への取組について
資料により令和2年度から新たに実施する、病床機能転換・統合再編・病床規模の適正化等への支援事業について報告した。

4 議決事項についての主なやりとり

○議決事項 (1) -①について

- (委員) 今回の提案は、病床機能転換に資する医療器具等の購入経費として予算を充てるといものであるが、高度急性期対応に対する人員配置等の現場体制の想定を補足いただきたい。
- (事務局) 医師については、院長が呼吸器の専門医であるため、院長を中心に高度急性期対応にあたり、外科用の X 線については、整形外科を中心とした手術に対応していると聞いている。加えて、看護体制については、患者：看護師=10：1になると聞いている。
- (結論)
病床機能転換推進事業の追加採択については妥当との結論を得た。

○議決事項 (1) -②について

- (委員) 2(2)「国の優先選定事例」に記載の、「異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の再編統合を検討する事例」について、今回の申請は該当するののかについて教えていただきたい。
- (事務局) 圏域からの意見にあるように、本件は、基本的には大阪大学を中心とした医局であるため、今回の申請については該当しないのではないかと考えている。
- (委員) つまり、これは必須要件ではないという認識で間違いはないか。
- (事務局) 間違いはない。あくまでも複数医療機関の「再編統合」が困難であるひとつの事例として示されているもので、必須要件ではない。
- (委員) 再編統合にあたっては、様々な課題があると思われる。例えば市立伊丹病院と近畿中央病院の再編統合について、近畿中央病院は設置主体が公立学校共済組合ということで、他の医療機関等ではあまり見られないユニークな取組があり、それらの継承等

について、どのようにしていくのか、というのは課題であると考えられる。近畿中央病院からは、何か意見はなかったのか。

(事務局) 委員ご指摘のとおり、近畿中央病院がこれまで、組合として独自に行ってきた疾病予防等に関する事業をどのように継承していくのか、また、職員の雇用問題については、課題であると認識している。

近畿中央病院からは、これらの課題について、国の助言等も受けながら、新病院にどのように取り込んでいくのかということについて検討していきたいと聞いている。

(委員) 医療機関の再編統合の際の様々な課題を解消するための重点支援でもあるのではないか。例えば阪神構想区域に含まれる、阪神北準圏域では、高度急性期病床が不足しているという課題があるが、そういった課題を調整し、現状に即した支援を行うために、阪神構想区域を重点支援区域として選定するという事なのだろう。

(事務局) おっしゃるとおりです。

(委員) つまり、最終的な決定は、個別の圏域ではなく、阪神構想区域全体で行うのであって、これは医療審議会全体の問題であり、実態に即した配分等が求められると考える。

(結論)

「重点支援区域」選定の申請について、県として国へ申請することを全会一致で承認。

以上